

○狭山市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日

公営企業管理規程第4号

改正 平成10年12月28日公企管規程 平成13年3月30日公企管規程第5号  
第9号

平成14年10月1日公企管規程第6号 平成15年3月24日公企管規程第3号

平成16年3月16日公企管規程第2号 平成17年9月30日公企管規程第4号

平成23年3月24日公企管規程第15号 平成25年3月29日公企管規程第3号

平成26年2月24日公企管規程第1号 平成26年3月13日公企管規程第4号

平成26年12月1日公企管規程第7号 令和元年9月5日公企管規程第3号

狭山市水道事業給水条例施行規程（昭和59年公営企業管理規程第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、狭山市水道事業給水条例（平成10年条例第3号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（給水装置工事の申込み等）

第2条 条例第4条第1項の規定により給水装置工事の申込みをしようとする者は、様式第1号の工事申込書に水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める書類を添付して管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する修繕については、様式第1号の2の修繕届の提出をもって当該申込みを代えることができる。

2 給水装置工事の申込みをした者（前項ただし書の修繕届を提出した者を含む。以下この条及び第3条において「申込者」という。）が給水装置工事を変更し、又は中止しようとするときは、様式第2号の工事変更（中止）届により管理者に届け出なければならない。

3 申込者は、給水装置工事の変更又は中止により市に損害を与えた場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

（一部改正〔平成13年公企管規程5号・23年15号〕）

（受水槽の設置）

第2条の2 条例第4条第1項の規定により給水装置工事の申込みをしようとする者

は、次の各号のいずれかに該当するときは、受水槽を設置しなければならない。

- (1) 3階建て以上の建物に給水を受けようとするとき。
- (2) 一時に多量の給水を受けようとするとき。
- (3) 毒物、劇薬、薬品等の危険な化学物質を扱い、又はこれらを製造し、加工し、若しくは貯蔵する工場、事務所、研究所その他の施設に給水を受けようとするとき。

- 2 前項第1号に該当する建物において、管理者が別に定める狭山市直結給水システム実施基準（平成15年2月13日管理者決裁）に適合し、安定給水ができると認めるときは、直結給水を行うことができる。ただし、当該建物が同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。

（追加〔平成13年公企管規程5号〕、一部改正〔平成15年公企管規程3号・23年15号〕）

（分岐引用）

第2条の3 水道を自己の給水装置から支線により他の者に分岐引用させている者で当該給水装置を撤去しようとするものは、当該給水装置から支線により分岐引用している者（以下「分岐引用者」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、分岐引用者が引き続き給水を受けようとするときは、様式第1号の工事申込書に管理者が別に定める書類を添付して管理者に提出しなければならない。

（追加〔平成13年公企管規程5号〕）

（利害関係人の同意書等）

第3条 条例第4条第2項に規定する管理者が必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 自己の所有に属さない土地又は構築物に給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 自己の所有に属さない給水装置から支線を分岐引用しようとするとき。
- (3) その他管理者が必要と認めるとき。

- 2 管理者は、申込者が前項に規定する同意書等を提出することが困難であると認めるときは、当該申込者に対し、様式第3号の誓約書の提出を求めることができる。

（給水装置工事の検査等）

第4条 条例第7条第2項の工事検査を受けようとする者は、様式第4号の工事完成

届を管理者に提出し、工事検査を受けなければならない。

2 前項の工事検査の判定項目及びその内容は、管理者が別に定める。

3 管理者は、第1項の工事検査に合格したときは様式第5号の標識を交付するものとし、不合格のときは改善させ、再検査を行うものとする。

(一部改正〔平成13年公企管規程5号〕)

(給水用具等の指定)

第5条 条例第8条第1項の規定による給水管及び給水用具の構造及び材質の指定は、管理者が別に定める給水装置の構造及び材質に関する基準により行う。

2 条例第8条第2項の規定による工事上の条件についての指示は、管理者が別に定める給水装置工事施工基準により行う。

(一部改正〔平成13年公企管規程5号〕)

(工事費の算出)

第6条 条例第9条第1項の工事費は、管理者が別に定める狭山市水道事業給水装置工事単価表により算出した額とする。

(給水契約の申込み)

第7条 条例第13条の規定により水道の使用の申込みをしようとする者は、様式第7号の使用申込書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が認めるときは、口頭、電話その他の方法により行うことができる。

(一部改正〔平成26年公企管規程7号〕)

(代理人の届出)

第8条 条例第14条の規定により給水装置の所有者の代理人を選定したときは、様式第8号の代理人選定届により管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第9条 条例第15条第1項の規定による届出は、様式第9号の管理人選定届により行わなければならない。

2 管理者は、条例第15条第2項の規定により管理人を変更させるときは、様式第10号の管理人変更指示書により行うものとする。

(水道メーターの保管)

第10条 水道使用者等は、水道メーターの設置場所を常に清潔にするとともに、水道メーターの設置場所には、点検その他作業に支障となる物を置き、又は工作物を

設けてはならない。

- 2 水道使用者等が前項の規定に違反したときは、管理者は、水道使用者等に対し、原状に回復するよう指示することができる。この場合において、水道使用者等が指示に従わないときは、管理者が原状に回復し、その費用を水道使用者等から徴収することができる。
- 3 水道使用者等は、水道メーターを亡失し、又は損傷したときは、直ちに様式第11号の亡失（損傷）届により管理者に届け出なければならない。
- 4 条例第17条第3項の管理者が定める損害額は、次に定めるところによる。
  - (1) 亡失の場合 水道メーターの時価金額
  - (2) 損傷の場合 水道メーターの修繕料  
(届出等)

第11条 条例第18条第1項の規定による届出は、同項各号の規定に応じ次に定める様式により行わなければならない。

- (1) 条例第18条第1項第1号 様式第12号の使用中止届
- (2) 条例第18条第1項第2号 様式第13号の用途変更届
- (3) 条例第18条第1項第3号 様式第14号の多用途使用届
- (4) 条例第18条第1項第4号 様式第15号の私設消火栓消防演習用使用届

- 2 前項第1号の届出は、管理者が認めるときは、口頭、電話その他の方法によることができる。
- 3 管理者は、第1項第4号の届出があったときは、消防演習用に使用した水量を認定し、当該水量を条例第23条第2項に規定する使用水量から減じるものとする。  
(一部改正〔平成26年公企管規程7号〕)

第12条 条例第18条第2項の規定による届出は、同項各号の規定に応じ次に定める様式により行わなければならない。

- (1) 条例第18条第2項第1号 様式第16号の水道使用者等変更届又は様式第16号の2の給水装置所有者等変更届
- (2) 条例第18条第2項第2号 様式第16号の水道使用者等変更届
- (3) 条例第18条第2項第3号 様式第17号の水道消防用使用届

- 2 前項第1号の届出（水道使用者等変更届による届出に限る。）及び同項第2号の届出は、管理者が認めるときは、口頭、電話その他の方法によることができる。
- 3 管理者は、第1項第3号の届出があったときは、消防用に使用した水量を認定し、

当該水量を条例第23条第2項に規定する使用水量から減じるものとする。

(一部改正〔平成13年公企管規程5号・26年7号〕)

(給水装置異常の届出)

第13条 条例第20条第1項の規定による届出は、様式第18号の異常届により行わなければならない。

(給水装置の機能及び水質の検査)

第14条 条例第21条第1項の請求は、様式第19号の機能(水質)検査申込書により行わなければならない。

2 前項の請求により給水装置の機能又は水質の検査を行う職員は、様式第20号の水道係員証を携帯しなければならない。

3 条例第21条第1項の規定による検査結果の通知は、様式第21号の機能(水質)検査結果通知書により行うものとする。

4 条例第21条第2項の特別の費用とは、給水装置の機能又は水質について管理者が定めた検査以外の検査を行ったときの費用をいう。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第14条の2 条例第21条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによる。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(追加〔平成15年公企管規程3号〕、一部改正〔平成16年公企管規程2号〕)

(水道メーターの点検)

第15条 条例第23条の検針日は、検針戸数の分散度、検針能力等を考慮し、管理者が別に定める。

2 管理者は、条例第23条の規定により給水量を計量したときは、水道の利用者又は管理人に対し、様式第22号の使用水量等のお知らせにより通知する。

(一部改正〔平成26年公企管規程1号〕)

(料金の算定基準の補正等)

第16条 管理者は、料金の算定基準となる届出等の内容が事実と相違するときは、水道利用者等に対し、当該届出等の補正を指示することができる。

2 前項の場合において、管理者は、やむを得ない事情により届出等の補正ができないと認めるときは、料金の算定基準となる届出等の内容を補正し、認定することができる。

3 管理者は、前項の規定による認定をしたときは、水道利用者等に対し、様式第23号の用途等認定通知書により通知する。

(使用水量等の認定)

第17条 条例第24条第1号及び第3号の規定による使用水量の認定は、前6月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して管理者が行うものとする。ただし、これにより難いときは、見積量により行うものとする。

2 条例第24条第2号の規定による用途の認定は、管理者が別に定めるところにより行うものとする。

3 第15条第2項の規定は第1項の認定について、前条第3項の規定は前項の認定についてそれぞれ準用する。

(資料の請求)

第18条 管理者は、第16条第2項並びに前条第1項及び第2項に規定する認定について必要と認めるときは、水道利用者等又は代理人に対し、関係資料の提出を求めることができる。

(概算料金の予納)

第19条 条例第26条第1項の概算料金は、水道メーターの口径、利用の目的、利用期間その他の事情を考慮して使用水量を推定し、算定する。

(料金の徴収)

第20条 条例第27条に規定する料金の徴収方法は、次に定めるところによる。

(1) 納入通知による場合は、検針の日の属する月の翌月に様式第24号の納入通知書を送付する。

(2) 口座振替による場合は、検針の日の属する月の翌月に口座振替を行い、次の検針の際に様式第25号の領収証書を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、検針日から次の検針日までの中途において水道の使用を中止した場合の料金の徴収方法は、管理者が別に定める。

(一部改正〔平成15年公企管規程3号〕)

(水道料金の納入期限)

第21条 水道料金の納入期限は、検針の日の属する月の翌月の25日とする。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の日曜日でない日とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により徴収する料金の納入期限は、管理者が別に定める。

(督促)

第22条 管理者は、料金、手数料その他条例及びこの規程の規定により納付しなければならない費用を納期限までに納付しない者に対し、納期限後20日以内に様式第26号の督促状を送付するものとする。

2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を送付した日から起算して15日とする。

(給水停止)

第23条 条例第32条の規定により給水を停止しようとするときは、あらかじめ水道の利用者に対し、様式第27号の給水停止予告通知書により通知する。

2 前項の規定による給水停止の予告の後、なお条例第32条の理由が継続するとき、給水を停止し、様式第28号の給水停止通知書を水道の利用者に通知する。

3 給水の停止は、止水栓を閉栓することにより行うものとする。この場合において、止水栓の閉栓は、日出後日没前に行わなければならない。

4 給水の停止を行う職員は、様式第20号の水道係員証を携帯しなければならない。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際改正前の狭山市水道事業給水条例施行規程の規定によりなす

れた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成10年12月28日公企管規程第9号）

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日公企管規程第5号）

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際改正前の狭山市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成14年10月1日公企管規程第6号）

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日公企管規程第3号）

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際改正前の狭山市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成16年3月16日公企管規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日公企管規程第4号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日公企管規程第15号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日公企管規程第3号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月24日公企管規程第1号）

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月13日公企管規程第4号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月1日公企管規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月5日公企管規程第3号）



この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条・2条の3関係)

取出のみ・臨時・受水槽・直圧・増圧  
給水装置(新設・改造・撤去)工事申込書

| 水道技術管理者   | 工事承認 | 工事設計審査  |          |  |     |   | 水道システム入力処理 |   | 整理番号  |  |  |
|---|------|---|----------|--|-----|---|------------|---|-------|--|--|
|   |      | 課長  | グループリーダー | 主担当  | 副担当 | 審査  | 書類受付       | 給水データ   |       | 料金データ  |  |
|   |      |   |          |  |     |   |            |   | 専用枠番号 |  |  |
| (宛先) 狭山市長<br>狭山市水道事業給水条例第4条に基づき、関係書類を添えて申し込みます。   |      | ① 工事事業者<br>(委任代理人)<br>住所<br>〒 _____<br>氏名<br>フリガナ _____<br>氏名(法人名) _____<br>TEL ( ) _____ 印                               |          | 指定番号 ( ) _____   |     | 完成検査日 _____年 ____月 ____日  |            | 水道利用加入金及び手数料等処理事項<br>納入通知書 番号 _____ 年 ____月 ____日<br>項目 口径 個数 金額<br>新設水道利用加入金 _____mm _____個 _____円<br>既設水道利用加入金 _____mm _____個 _____円<br>小計 _____mm _____個 _____円<br>設計審査手数料 _____mm _____個 _____円<br>工事検査手数料 _____mm _____個 _____円<br>合計金額 _____円 |       |  |  |
| ② 申込日 _____年 ____月 ____日  |      | ③ 給水装置所有者<br>〒 _____<br>住所<br>フリガナ _____<br>氏名(法人名) _____<br>TEL ( ) _____ 印  |          | ④ 工事予定期間<br>_____年 ____月 ____日 ~ _____年 ____月 ____日      |     | ⑤ 前面道路<br>□国道 □市道 □砂利 □占用路線名( )<br>□県道 □私道 □舗装 □占用許可番号( )   |            | ⑥ 給水方式<br>□直圧 □直圧・増圧併用 □増圧・受水槽併用<br>□増圧 □受水槽 □直圧・増圧・受水槽併用   |       | ⑦ 受水槽概要<br>□専用水道 □簡易専用水道 □小規模貯水槽水道<br>協定番号 _____ 設置容量 m <sup>3</sup> 有効容量 m <sup>3</sup><br>協定締結日 _____年 ____月 ____日 |  |
| ⑧ 申請概要<br>1 □臨時 □共用栓(受水槽以下・ポンプ以下)<br>2 □散水栓・市街化区域 □散水栓・市街化調整区域<br>3 □建売分譲 □専用住宅 □公共施設 □併用住宅<br>□マンション・アパート □店舗・事務所 □飲食店 □学校等<br>□寮 □工場 □医療機関 □その他( )<br>4 □開発事業 □受託工事 □道路位置指定<br>□公共事業 □区画整理事業<br>5 □既存加入権使用 □既設取水管使用 □公共移転減免<br>6 □井戸水併用 □井戸水切替 □私設消火栓<br>□ガス □下水道 □電気 □電話 □泉水 □井戸<br>協議先TEL ( ) _____ 担当者 _____ |      | ⑨ 既存加入権<br>使用<br>専用枠番号 _____ 口径 _____ 水道メーター番号 _____  |          | ⑩ 所有権変更<br>_____年 ____月 ____日 (売買・名変)                    |     | ⑪ 給水管の分岐<br>□土地・家屋 住所 氏名 _____ 印<br>□給水管の分岐 住所 氏名 _____ 印   |            | 臨時出入庫<br>取付 年 ____月 ____日 m <sup>3</sup><br>取外 年 ____月 ____日 m <sup>3</sup><br>臨時水道料金支払者 住所・〒 氏名 TEL ( ) _____  |       | 新設水道メーター出庫<br>□新品 取付指針 _____ m <sup>3</sup><br>□旧品 番号 _____  |  |
| ⑫ 理設協議<br>・公道部分の施設については、狭山市水道事業給水条例第6条第2項に基づき、その所有権はすべて市に帰属します。<br>・水道メーターは常に検針ができる状態の位置に設置します。なお、駐車スペースに設置する場合は、車両の下にならない位置に設置し、検針が可能な位置とします。  |      | ⑬ 添付書類<br>□住宅地図(案内図) □配給水管図(マッピング)<br>□建築確認済証・平面図写し □念書・同意書・誓約書<br>□事前協議関係書類 □工事承認願<br>□直結・増圧関係書類 □水理計算書<br>□その他( ) _____ |          | ⑭ 注意<br>※指定給水装置工事事業者は工事完成検査合格後に本申請書及び完成届の写しを申込者にお渡しください。 |     | 検定期日 _____年 ____月 ____日<br>既設水道メーター入庫<br>□修繕A □修繕B □継続 □廃棄 取外指針 _____ m <sup>3</sup><br>口径 番号 _____ |            | 検針地区 □A □B お客様番号 _____<br>冊番 _____ 地図 _____   |       |  |  |



様式第1号の2（第2条関係）

給水装置修繕届

| 水道技術管理者 | 課長 | グループリーダー | 主担当 | 副担当 | 確認 | 書類受付 | 収入力処理欄 | 整理番号 |
|---------|----|----------|-----|-----|----|------|--------|------|
| ・       | ・  | ・        | ・   | ・   | ・  | ・    | ・      | ・    |

|  |                          |                 |   |     |
|--|--------------------------|-----------------|---|-----|
| (宛先) 狹山市長<br>給水装置工事の修繕が完了したので届けます。   |                          | ③申込者<br>氏名(法人名) | ⑤主任技術者名<br>施工完了日( 年 月 日)<br>印 免状の交付番号( )  |     |
| ①届出日   | 年 月 日                    | ④工事事業者<br>名称    | 指定番号 ( )<br>この給水装置修繕は水道法施行令に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していることを確認しました。また、狹山市水道事業給水条例の規定により指定された給水管及び給水用具等を用い、適正な修繕をしました。 |     |
| ②工事場所<br>(登記簿上表<br>示)  | 住所：狹山市<br>地番：狹山市<br>建物名称 | 階数              | 世帯  | ⑥備考 |
| 方位<br><div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 案内図<br/> <input type="checkbox"/> 完成平面図<br/> <input type="checkbox"/> 完成立面図<br/> <input type="checkbox"/> オフセット<br/> <input type="checkbox"/> 完成撤去図                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     縮尺 □1/100 □1/200 □その他(1/ )                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     図面表示の凡例<br/>                     …… = 既設管 (管種・口径・延長)    × = 乙止水栓<br/>                     赤色 = 新設管 (管種・口径・延長)    ⊕ = メーター<br/>                     緑色 = 井戸水    青色 = 撤去管    Y = 丙止水栓                 </div> </div> |                          |                 |   |     |

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

給 水 装 置 工 事 変 更 ( 中 止 ) 届

(宛先) 狭山市長

申 込 者 住 所  
氏 名

年 月 日付けで申し込んだ給水装置工事について、下記のとおり変更（中止）したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

|                    |       |            |                                      |
|--------------------|-------|------------|--------------------------------------|
| 給水装置工事申込<br>受付年月日  | 年 月 日 | 申 請<br>区 分 | 1 新 設      2 改 造      3 修 繕<br>4 撤 去 |
| 給水装置設置場所           | 狭 山 市 | 受 付 番 号    |                                      |
| 指定工事事業者名<br>主任技術者名 |       |            |                                      |
| 変更（中止）理由           |       |            |                                      |

様式第3号（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先） 狭山市長

給水装置工事の申込みに当たり、後日、利害関係人その他の者から異議が生じても当方で責任をもって解決し、一切のご迷惑をおかけしないことを誓約します。

記

給水装置設置場所

---

同意が得られない理由

---

住 所

---

申 込 者

---

⑩

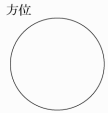
様式第4号 (第4条関係)

取出のみ・臨時・受水槽・直結(直圧・増圧)

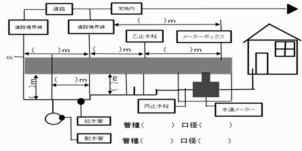
給水装置(新設・改造・撤去)工事完成届

|         |          |        |     |    |      |               |       |      |       |
|---------|----------|--------|-----|----|------|---------------|-------|------|-------|
| 水道技術管理者 |          | 工事設計審査 |     |    |      | 水道08システム入力処理欄 |       | 整理番号 | 専用検査号 |
| 課長      | グループリーダー | 主担当    | 副担当 | 検査 | 書類受付 | 給水データ         | 料金データ |      |       |

|   |                  |                 |  |  |
|---|------------------|-----------------|--|--|
| (宛先) 狭山市長<br>給水装置工事が完成したので届けます。                       |                  | ③申込者<br>氏名(法人名) | ⑤主任技術者名<br>施工完了日 年 月 日<br>印 免状の交付番号( )   |  |
| ①届出日<br>年 月 日   | ④工事事業者<br>名称     | 指定番号<br>( )     | この給水装置工事は水道法施行令に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していることを確認しました。また、狭山市水道事業給水条例の規定により指定された給水管及び給水用具を用い、かつ、工事上の条件を遵守して施工し、完成検査合格後、施工に申請書の写しと完成図等を提出します。 |  |
| ②工事場所<br>(登記簿上表示)<br>住所: 狭山市<br>地番: 狭山市<br>建物名称<br>階数 | ⑥増圧給水設備<br>保守点検先 |                 | 住所・〒 TEL ( )<br>フリガナ<br>氏名(法人名)  |  |



完成平面図     完成立面図     完成撤去図     オフセット     受水槽系統図     その他  
 縮尺  1/100     1/200     その他(1/ )    残留塩素濃度0. mg/l 水圧  写真  現地



お知らせ

- 道路に埋めてある水道管(配水管)から分岐して一戸建てのご家庭などに引き込まれた給水管及びこれに取り付けてある給水器具(蛇口等)を給水装置といい、共同住宅などでは、給水管で送水されてきた水を一たん受水槽にため、ポンプでくみあげて各階へ水を送っています。このような水道では、配水管から分岐したところから受水槽の入り口までを給水装置といい、受水槽から先を受水槽以下装置と呼んでいます。
- 水道メーターは市からの貸与品です。計量法により使用期限が8年と定められているため期限満了前に市で無料交換を行います。
- 宅内に設置した給水装置はお客様の管理となりますので、維持管理費用は、自己負担になります。また、漏水等の修繕についてもお客様の負担となりますが、止水栓及び水道メーター位置が管理者の指定する位置に設置されている場合に限り、水道メーター上流までの間の漏水修繕費用については、市が負担する場合があります。
- 受水槽以下装置に関する維持管理については自己管理となります。
- 給水装置工事完成届後に新設・改造・撤去等の給水装置工事が必要になった場合は、必ず狭山市指定給水装置工事業者に依頼してください。
- 給水装置工事の申し込み手続き無しで工事されますと、お客様に連絡が料せられることとなりますのでご注意ください。
- 譲渡等により給水装置に関して所有権変更があったときは、この給水装置工事完成届の内容等を新所有者に引き継いでいただき、市へ給水装置所有者変更届を提出してください。

様式第5号（第4条関係）

標 識





様式第6号（第4条関係）

（表面）

年 月 日

給 水 装 置 撤 去 工 事 完 了 届

（宛先）狭山市長

指定工事事業者名

給水装置所有者名

給水装置の撤去工事が完了しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 給 水 装 置 撤 去 場 所 | 狭 山 市          |
| 専 用 栓 番 号       | 第 号            |
| 撤 去 年 月 日       | 年 月 日          |
| 水 道 メ ー タ ー 番 号 |                |
| 撤 去 指 針         | m <sup>3</sup> |
| 撤 去 内 容         |                |

※ 裏面に撤去写真を必ず添付すること。

(裏面)

案内図・撤去図（オフセット）・撤去写真

様式第7号（第7条関係）

狭山市水道使用申込書

（宛先）狭山市長

下記のとおり、狭山市水道事業給水条例第13条の規定により、水道使用の申し込みをします。

記

|      |                      |
|------|----------------------|
| 申込理由 | 再開栓・改造開栓・新設開栓・その他( ) |
|------|----------------------|

|                     |                 |       |      |           |       |
|---------------------|-----------------|-------|------|-----------|-------|
| 申込者<br>氏名           | 使用者との関係         |       | 電話番号 | 申込<br>日   | 年 月 日 |
|                     | 本人・その他( )       |       |      |           |       |
| 給水<br>所在地           |                 |       |      |           |       |
| 方書                  | アパート<br>マンション名等 | 使用開始日 |      | 年 月 日(曜日) |       |
| (フリガナ)<br>使用者<br>氏名 |                 |       | 電話番号 |           |       |
| ◎水道料金の請求先等 〒 電話     |                 |       |      |           |       |
| 住所                  |                 |       |      |           |       |
| 氏名                  |                 |       |      |           |       |
| 緊急時等の連絡先            |                 |       |      |           |       |
| 連絡先氏名               |                 |       |      |           |       |
| 電話番号                |                 |       |      |           |       |

様式第8号（第8条関係）

代 理 人 選 定 届

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所  
給水装置所有者 氏 名  
電話番号

代理人を選定したので、下記のとおり届け出ます。

記

|                |                        |       |     |
|----------------|------------------------|-------|-----|
| 給水装置設置場所       | 狭山市                    | 専用栓番号 | 第 号 |
| 代理人の住所<br>及び氏名 | 住 所 狭山市<br>氏 名<br>電話番号 |       |     |

様式第9号（第9条関係）

管 理 人 選 定 届

年 月 日

（宛先）狭山市長

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

管理人を選定したので、下記のとおり届け出ます。

記

|                        |                    |       |   |   |
|------------------------|--------------------|-------|---|---|
| 給 水 装 置 設 置 場 所        | 狭山市                | 専用栓番号 | 第 | 号 |
| 建 物 の 名 称              |                    |       |   |   |
| 管 理 人 の 住 所<br>及 び 氏 名 | 住 所<br>氏 名<br>電話番号 |       |   |   |

様式第 10 号 (第 9 条関係)

管 理 人 変 更 指 示 書

年 月 日

様

狭山市長

印

下記の給水装置の管理人を変更してください。

記

|                          |                    |       |   |   |
|--------------------------|--------------------|-------|---|---|
| 給 水 装 置 設 置 場 所          | 狭山市                | 専用栓番号 | 第 | 号 |
| 建 物 の 名 称                |                    |       |   |   |
| 現 管 理 人 の 住 所<br>及 び 氏 名 | 住 所<br>氏 名<br>電話番号 |       |   |   |

年 月 日

水道メーター亡失(損傷)届

(宛先) 狭山市長

住 所  
水道使用者等 氏 名  
電話番号

下記の水道メーターを亡失(損傷)したので、届け出ます。

記

|           |       |     |          |     |                |  |
|-----------|-------|-----|----------|-----|----------------|--|
| 給水装置設置場所  | 狭山市   |     |          |     | 専用検番号          |  |
| 水道メーター口径  | φ mm  | 番 号 | —        | 指 針 | m <sup>3</sup> |  |
| 亡失(損傷)年月日 | 年 月 日 |     | 亡失(損傷)理由 |     |                |  |
| 弁 償 者     | 住 所   |     |          |     | 氏 名            |  |
| 指定工事事業者名  |       |     |          |     |                |  |

|         |          |      |     |         |      |                |
|---------|----------|------|-----|---------|------|----------------|
| 処 理 事 項 | 交換メーター口径 | φ mm | 番 号 | —       | 取付指針 | m <sup>3</sup> |
|         | 検 満 日    | 年 月  |     | 弁 償 金 額 | 円    |                |

※ 太線内は記入しないでください。

様式第 12 号 (第 11 条関係)

狭 山 市 水 道 使 用 中 止 届

(宛先) 狭山市長

下記のとおり、狭山市水道事業給水条例第18条第1項の規定により、水道使用の中止を届け出ます。

記

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 中止理由 | 転出精算・普通閉栓・撤去閉栓・その他( ) |
|------|-----------------------|

|                     |                 |  |      |           |       |
|---------------------|-----------------|--|------|-----------|-------|
| 届出者<br>氏名           | 使用者との関係         |  | 電話番号 | 届出<br>日   | 年 月 日 |
|                     | 本人・その他          |  |      |           |       |
| 給水<br>所在地           |                 |  |      |           |       |
| 方書                  | アパート<br>マンション名等 |  | 中止日  | 年 月 日(曜日) |       |
| (フリガナ)<br>使用者<br>氏名 |                 |  | 電話番号 |           |       |
| ◎移転先、水道料金の請求先 〒 電話  |                 |  |      |           |       |
| 住所                  |                 |  |      |           |       |
| 氏名                  |                 |  |      |           |       |



様式第 13 号 (第 11 条関係)

狭 山 市 水 道 使 用 用 途 変 更 届

(宛先) 狭山市長

下記のとおり、狭山市水道事業給水条例第18条第1項の規定により、水道の使用用途を変更したいので届け出ます。

記

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 変更内容 | 一般用から浴場営業用 ・ 浴場営業用から一般用 |
|------|-------------------------|

|                     |                 |  |         |             |       |
|---------------------|-----------------|--|---------|-------------|-------|
| 届出者<br>氏 名          | 使用者との関係         |  | 電 話 番 号 | 届出<br>日     | 年 月 日 |
|                     | 本人・その他( )       |  |         |             |       |
| 給 水<br>所在地          |                 |  |         |             |       |
| 方 書                 | アパート<br>マンション名等 |  | 変更開始日   | 年 月 日 ( 曜日) |       |
| (フリガ)<br>使用者<br>氏 名 |                 |  | 電 話 番 号 |             |       |
| ◎水道料金の請求先等 〒 電 話    |                 |  |         |             |       |
| 住所                  |                 |  |         |             |       |
| 氏名                  |                 |  |         |             |       |
| 緊急時等の連絡先            |                 |  |         |             |       |
| 連絡先氏名               |                 |  |         |             |       |
| 電話番号                |                 |  |         |             |       |

様式第 14 号（第 11 条関係）

年 月 日

給水装置多用途使用届

（宛先）狭山市長

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

給水装置を多用途に使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 使用者との<br>関 係 | 本人 代理 管理人 工事事業者 所有者等   |
| 給水所在地        | 狭山市<br>専用栓番号           |
| 使 用 者        | 住 所                    |
|              | 氏 名<br>電話番号            |
| 変更前用途        | ・ 一般用          ・ 営業浴場用 |
| 変更後用途        | ・ 一般用          ・ 営業浴場用 |

様式第 15 号 (第 11 条関係)

私 設 消 火 栓 消 防 演 習 用 使 用 届

(宛先) 狭山市長

下記のとおり、狭山市水道事業給水条例第18条第1項の規定により、私設消火栓を消防演習用に使用するので届け出ます。

記

|                             |                      |         |         |       |
|-----------------------------|----------------------|---------|---------|-------|
| 届出者                         | 氏 名                  | 住 所     | 電 話 番 号 | 届 出 日 |
|                             |                      |         |         | 年 月 日 |
| 給 水<br>所在地                  |                      |         |         |       |
| 方 書                         | アパート<br>マンション名等      |         |         |       |
| (フリガナ)<br>使用者<br>氏 名        |                      | 電 話 番 号 |         |       |
| 使 用<br>日 時                  | 年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分 |         |         |       |
| 使 用<br>目 的                  | 消防演習用として             |         |         |       |
| 緊急時等の連絡先<br>緊急連絡先氏名<br>電話番号 |                      |         |         |       |

様式第 16 号 (第 12 条関係)

狭 山 市 水 道 使 用 者 等 変 更 届

(宛先) 狭山市長

下記のとおり、狭山市水道事業給水条例第18条第2項の規定により、水道使用者等に変更があったので届け出ます。

記

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 変更内容 | 使用者等・代理人・使用者等氏名・代理人氏名・使用者等住所・その他( ) |
|------|-------------------------------------|

|                       |                 |     |         |           |       |
|-----------------------|-----------------|-----|---------|-----------|-------|
| 届出者<br>氏 名            | 使用者との関係         |     | 電 話 番 号 | 届出<br>日   | 年 月 日 |
|                       | 本人・その他( )       |     |         |           |       |
| 給 水<br>所 在 地          |                 |     |         |           |       |
| 方 書                   | アパート<br>マンション名等 |     | 変更開始日   | 年 月 日(曜日) |       |
| (フリガナ)<br>使用者等<br>氏 名 |                 |     | 電 話 番 号 |           |       |
| ◎水道料金の請求先等 〒 電話       |                 |     |         |           |       |
| 住所                    |                 |     |         |           |       |
| 氏名                    |                 |     |         |           |       |
| 変更後の<br>住 所<br>氏 名    | 住所              | 〒 - |         |           |       |
|                       | 氏名              |     |         | 電話        |       |

様式第 16 号の 2 (第 12 条関係)

給水装置所有者等変更届

(宛先) 狭山市長

給水装置に関する権利について変更したので、届け出ます。

給水装置 (旧) 所有者  
住所  
法人名 (会社等)  
氏名 (代表者)  
電話番号

印

|     |    |    |    |    |            |   |   |
|-----|----|----|----|----|------------|---|---|
| 届出日 |    |    |    |    | 年          | 月 | 日 |
| 課長  | 主幹 | 主査 | 主任 | 受付 | 合議<br>料金担当 |   |   |
|     |    |    |    |    |            |   |   |
|     |    |    |    |    |            |   |   |

|              |  |
|--------------|--|
| 権 利 の 内 容    | 給 水 装 置  |
| 給水装置設置場所     | 狭山市  |
| 給水管概要        | 管種 ( ) ・口径 ( )                                 |
| 共有者の有無       | 1 無し 2 有り (別紙・給水管共有者)                          |
| 給水装置 (新) 所有者 | 住所<br>法人名<br>氏名<br>電話番号<br>印                   |
| 権 利 変 更 日    | 年 月 日  |
| 変 更 理 由      | 1 不動産売買に伴う変更<br>2 名義変更に伴う変更<br>3 その他の理由<br>( ) |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 権 利 の 内 容          | 水 道 利 用 加 入 金                                  |
| 給水装置設置場所           | 狭山市  |
| 専用栓番号              | No.  |
| 水道メーター口径<br>・No.   | φ mm ・ No. —                                   |
| 水道利用加入金<br>(新) 権利者 | 住所<br>法人名<br>氏名<br>電話番号<br>印                   |
| 権 利 変 更 日          | 年 月 日  |
| 変 更 理 由            | 1 不動産売買に伴う変更<br>2 名義変更に伴う変更<br>3 その他の理由<br>( ) |

様式第 17 号 (第 12 条関係)

水道消防用使用届

(宛先) 狭山市長

下記のとおり、狭山市水道事業給水条例第18条第2項の規定により届け出ます。

記

|                                       |                      |         |         |           |
|---------------------------------------|----------------------|---------|---------|-----------|
| 届出者                                   | 氏 名                  | 住 所     | 電 話 番 号 | 届 出 年 月 日 |
|                                       |                      |         |         | 年 月 日     |
| 給 水<br>所在地                            |                      |         |         |           |
| 方 書                                   | アパート<br>マンション名等      |         |         |           |
| (フリガ) 使用者<br>氏 名                      |                      | 電 話 番 号 |         |           |
| 使 用<br>日 時                            | 年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分 |         |         |           |
| 使 用<br>目 的                            | 消防用として               |         |         |           |
| 緊急時等の連絡先を記入してください。<br>緊急連絡先氏名<br>電話番号 |                      |         |         |           |

年 月 日

給 水 装 置 異 常 届

（宛先）狭山市長

住 所  
水道使用者等 氏 名  
電話番号

給水装置に異常があるので、下記のとおり届け出ます。

記

- |   |          |                                  |    |          |   |
|---|----------|----------------------------------|----|----------|---|
| 1 | 給水装置設置場所 | 狭山市                              |    |          |   |
| 2 | 専用栓番号    | 第                                | 号  |          |   |
| 3 | 水道メーター概要 | 口径φ                              | mm | 水道メーター番号 | — |
| 4 | 異常内容     | .....<br>.....<br>.....<br>..... |    |          |   |

給水装置機能（水質）検査申込書

（宛先）狭山市長

住 所  
水道使用者等 氏 名  
電話番号

給水装置の機能（水質）検査を下記のとおり申し込みます。

記

- |   |          |          |      |          |   |
|---|----------|----------|------|----------|---|
| 1 | 給水装置設置場所 | 狭山市      |      |          |   |
| 2 | 専用栓番号    | 第        | 号    |          |   |
| 3 | 水道メーター概要 | 口径φ      | mm   | 水道メーター番号 | — |
| 4 | 検査内容     | 1 給水装置機能 | 2 水質 |          |   |
| 5 | 検査理由     |          |      |          |   |

.....

.....

.....



様式第20号（第14条、第23条関係）

（表）

|      |           |    |    |   |
|------|-----------|----|----|---|
| 写 真  | 職         | 氏名 | 第  | 号 |
|      | 水 道 係 員 証 |    |    |   |
| 年    | 月         | 日  | 発行 |   |
| 狭山市長 |           |    | 印  |   |

（裏）

- 1 本証は、給水装置機能及び水質の検査の際、水道法（昭和32年法律第177号）第17条第2項に規定する証明書として必ず携帯しなければならない。停水処分を行う場合も同様とする。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期限は、発行の日から1年間とする。

狭水発第 号  
年 月 日

給水装置機能（水質）検査結果通知書

様

狭山市長 図

給水装置の機能（水質）検査結果を下記のとおり通知します。

記

- |   |          |          |      |          |   |
|---|----------|----------|------|----------|---|
| 1 | 給水装置設置場所 | 狭山市      |      |          |   |
| 2 | 専用栓番号    | 第        | 号    |          |   |
| 3 | 水道メーター概要 | 口径φ      | mm   | 水道メーター番号 | — |
| 4 | 検査内容     | 1 給水装置機能 | 2 水質 |          |   |
| 5 | 検査結果内容   |          |      |          |   |

.....

.....

.....

様式第 22 号 (第 15 条関係)

使用水量等のお知らせ

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| お客様番号   |       |       |
| ご使用期間   |       |       |
|         | 月 日   | ～ 月 日 |
| 検 針 日   |       |       |
|         | 年 月 日 |       |
| メーター番号  | 口 径   | mm    |
| 専用栓番号   | 検針員   |       |
| 上 水 用 途 |       |       |

所在地

方 書

使用者

様

今回指針

m<sup>3</sup>

前回指針

m<sup>3</sup>

交換時水量

m<sup>3</sup>

使用水量

m<sup>3</sup>

|         |      |   |
|---------|------|---|
|         | 水道料金 |   |
| 金 額     | 円    |   |
| 内 消 費 税 | 円    |   |
| 請求予定金額  |      | 円 |

振替予定日 (納入期限)

年 月 日

|  |
|--|
|  |
|--|

お問い合わせ先

狭山市受託者

様式第 23 号（第 16 条関係）

狭水発第 号

年 月 日

用 途 等 認 定 通 知 書


様

狭山市長 印

用途等を認定したいので、下記のとおり通知します。

記

|         |     |
|---------|-----|
| 専用栓番号   |     |
| 給水所在地   | 狭山市 |
|         |     |
| 使 用 者   | 住 所 |
|         | 氏 名 |
| 認 定 事 由 |     |

狭山市水道料金収納済通知書 

郵便振替口座 00100-2-960382 加入者 狭山市水道事業管理者 狭山市長



0382


切  
り  
取  
り  
取  
ち  
ず  
に  
お  
支  
払  
い  
場  
所  
に  
お  
持  
ち  
く  
だ  
さ  
い

お客様番号  
□ 径           mm   メーター番号  
使用年月分    年 月～ 年 月  
使用期間      月 日～ 月 日  
使用水量      m<sup>3</sup>   水道料金    円  
お支払い金額   円

納入期限    年 月 日

領収日付印  
とりまごの金額課(株) 環玉の石 狭山市水産部  
とりまごの店 〒300-8794 茨城県水戸市水戸  
取組代行会社

狭山市上下水道部（保管用）

狭山市水道料金  
収納取扱店控(原符) 

郵便振替口座 00100-2-960382

加入者 狭山市水道事業管理者 狭山市長

狭山市水道料金  
納入通知書兼領収証書 

郵便振替口座 00100-2-960382

加入者 狭山市水道事業管理者 狭山市長

下記の金額を納入期限までに納入してください。

納入期限    年 月 日

お客様番号  
使用年月分    年 月～ 年 月  
お支払い金額   円

納入期限    年 月 日

領収日付印

取扱店舗（保管用）

お客様番号  
使用年月分    年 月～ 年 月  
使用水量      m<sup>3</sup>  
水道料金      円  
お支払い金額   円

上記の金額には消費税相当額が含まれています。  
上記の金額を領収いたしました。  
狭山市企業出納員

金額を訂正した  
もの、領収日付  
印のないものは  
無効です。  
領収証書は10  
年間大切に保存  
してください。

お客様（保管用）

水道料金納入通知書

お客様番号  
専用柱番号  
メーター番号  
使用年月分    年 月～ 年 月

発行日        年 月 日

様式第 25 号 (第 20 条関係)

水 道 料 金 口 座 振 替 分 領 収 書

給水所在地

使用者氏名

様

|             |                       |           |           |
|-------------|-----------------------|-----------|-----------|
| お 客 様 番 号   |                       | 口 座 振 替 日 |           |
|             |                       |           |           |
| 金 融 機 関 等 名 |                       | 口 座 番 号   |           |
|             |                       |           |           |
| 口 座 名 義 人   |                       |           |           |
|             |                       |           |           |
| 使用年月分       | 使用水量(m <sup>3</sup> ) | 水道料金(円)   | 合計振替金額(円) |
|             |                       |           |           |

上記のとおり口座振替により領収いたしました。

※ 上記の金額には消費税相当額が含まれています。

※ 振替済金額を訂正したものは、無効です。

年 月 日

狭山市企業出納員

印

狭山市水道料金収納済通知書(督促) (公)

郵便振替口座 00100-2-960382 加入者 狭山市水道事業管理者 狭山市長

0382

狭山市水道料金  
収納取扱店控(原符) (公) 0382

郵便振替口座  
00100-2-960382

加入者 狭山市水道事業管理者  
狭山市長

狭山市水道料金  
納入通知書兼領収証書(督促) (公) 0382

郵便振替口座 00100-2-960382

加入者 狭山市水道事業管理者 狭山市長

切  
り  
取  
り  
取  
ち  
ず  
に  
お  
支  
払  
い  
場  
所  
に  
お  
付  
き  
な  
さ  
い

切  
り  
取  
り  
取  
ち  
ず  
に  
お  
支  
払  
い  
場  
所  
に  
お  
付  
き  
な  
さ  
い

切  
り  
取  
り  
取  
ち  
ず  
に  
お  
支  
払  
い  
場  
所  
に  
お  
付  
き  
な  
さ  
い

水道料金納入通知書(重要)

お客様番号  
専用柱番号  
メーター番号  
使用年月分 年月~年月

お客様番号  
口径 mm メーター番号  
使用年月分 年月~年月  
使用期間 月日~月日  
使用水量 m<sup>3</sup> 水道料金 円  
お支払い金額 円

お客様番号  
使用年月分 年月~年月  
お支払い金額 円

指定期限 年月日  
お客様番号  
使用年月分 年月~年月  
使用水量 m<sup>3</sup>  
水道料金 円  
お支払い金額 円

上記の金額には消費税相当額が含まれています。  
上記の金額を領収いたしました。  
狭山市企業出納員

発行日 年月日

指定期限 年月日

領収日付印

としまとび金融機関(株) 埼玉りそな銀行 狭山支店  
としまとび店 〒300-8794 茨城県新井町 4-1-1  
としまとび株式会社

領収日付印

金額を訂正した  
もの、領収日付  
印のないものは  
無効です。  
領収証書は10  
年間大切に保存  
してください。

領収日付印

狭山市上下水道部 (保管用)

取扱店舗 (保管用)

お客様 (保管用)

様式第27号（第23条関係）

第 年 月 日  
号

様

狭山市長 印

給水停止予告通知書

お客様が使用した水道等の料金が下記のとおり未納となっています。下記の指定期限までに未納となっている料金の全額を納入いただきますようお願いいたします。

納入いただけない場合は公平を期するため、狭山市水道事業給水条例第32条の規定により給水を停止することとなりますので予告します。

\* この通知書送達以前に納入済の場合は行き違いですので、悪しからずご了承ください。

|       |  |
|-------|--|
| 給水所在地 |  |
| 使用者氏名 |  |

指定期限： 年 月 日

|         |         |
|---------|---------|
| 給水停止予定日 | 収納状況確認日 |
| 年 月 日   | 年 月 日   |

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| お客様番号 | 専用栓番号 | メーター番号 |
|       |       |        |

| 調 定 年 月     | 水 道 料 金 ( 円 ) | 下 水 道 使 用 料 ( 円 ) | 合 計 金 額 ( 円 ) |
|-------------|---------------|-------------------|---------------|
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
| 滞 納 金 額 合 計 |               |                   |               |

問い合わせ先 〒

所在地  
名 称  
連絡先



様式第28号（第23条関係）

第 年 月 日  
号

様

狭山市長

印

給水停止通知書

お客様が使用した水道等の料金について、再三のご請求をしまいましたが、納入が確認できないため、狭山市水道事業給水条例第32条の規定により給水を停止しました。

下記料金の全額について、納入の確認ができるまでの間は給水の停止となりますので、水道等の料金の支払窓口において、速やかに納入頂きますようお願いします。

なお、停水日において、当窓口で午後7時までに納入いただいた場合には、当日中に給水します。

\* 給水の停止によりお客様に損害が生じても、一切その責任は負いません。

\* この通知書送達以前に納入済の場合は行き違いですので、至急ご連絡ください。

|       |  |
|-------|--|
| 給水所在地 |  |
| 使用者氏名 |  |

給水停止日： 年 月 日

|           |         |
|-----------|---------|
| 給水停止予告通知日 | 収納状況確認日 |
| 年 月 日     | 年 月 日   |

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| お客様番号 | 専用栓番号 | メーター番号 |
|       |       |        |

| 調 定 年 月     | 水 道 料 金 ( 円 ) | 下 水 道 使 用 料 ( 円 ) | 合 計 金 額 ( 円 ) |
|-------------|---------------|-------------------|---------------|
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
|             |               |                   |               |
| 滞 納 金 額 合 計 |               |                   |               |

問い合わせ先 〒

所在地  
名 称  
連絡先

様式第1号（第2条・2条の3関係）

（全部改正〔令和元年公企管規程3号〕）

様式第1号の2（第2条関係）

（全部改正〔令和元年公企管規程3号〕）

様式第2号（第2条関係）

（一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕）

様式第3号（第3条関係）

（一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕）

様式第4号（第4条関係）

（全部改正〔令和元年公企管規程3号〕）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第4条関係）

（一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕）

様式第7号（第7条関係）

（全部改正〔平成15年公企管規程3号〕、一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕）

様式第8号（第8条関係）

（一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕）

様式第9号（第9条関係）

（一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕）

様式第10号（第9条関係）

（一部改正〔平成23年公企管規程15号〕）

様式第11号（第10条関係）

（一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕）

様式第12号（第11条関係）

（全部改正〔平成15年公企管規程3号〕、一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕）

様式第13号（第11条関係）

（全部改正〔平成15年公企管規程3号〕、一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕）

様式第14号（第11条関係）

(一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕)

様式第15号(第11条関係)

(全部改正〔平成15年公企管規程3号〕、一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕)

様式第16号(第12条関係)

(全部改正〔平成15年公企管規程3号〕、一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕)

様式第16号の2(第12条関係)

(追加〔平成13年公企管規程5号〕、一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕)

様式第17号(第12条関係)

(全部改正〔平成15年公企管規程3号〕、一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕)

様式第18号(第13条関係)

(一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕)

様式第19号(第14条関係)

(一部改正〔平成17年公企管規程4号・23年15号〕)

様式第20号(第14条、第23条関係)

(全部改正〔令和元年公企管規程3号〕)

様式第21号(第14条関係)

(一部改正〔平成23年公企管規程15号〕)

様式第22号(第15条関係)

(全部改正〔平成26年公企管規程1号〕)

様式第23号(第16条関係)

(一部改正〔平成23年公企管規程15号〕)

様式第24号(第20条関係)

(全部改正〔平成26年公企管規程4号〕)

様式第25号(第20条関係)

(全部改正〔平成15年公企管規程3号〕)

様式第26号(第22条関係)

(全部改正〔平成26年公企管規程4号〕)

様式第 27 号 (第 23 条関係)

(全部改正 [平成 25 年公企管規程 3 号])

様式第 28 号 (第 23 条関係)

(全部改正 [平成 25 年公企管規程 3 号])